

岐商野球部OBクラブ規約

(名称)

第1条 本クラブは岐商野球部OBクラブと称する。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所は、当分の間、県立岐阜商業高等学校（岐阜市則武新屋敷1816-6 TEL231-6161）におく。

(目的)

第3条 本クラブは、クラブ員相互の密接な連絡と親睦をはかり、母校野球部の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本クラブは次の会員によって組織する。

1. 正会員 母校（旧制市立岐阜商業学校、長良高等学校商業併設、県立岐阜商業高等学校）卒業生で野球部に在籍のもの。
2. 特別会員 母校校長、野球部長、後援会長、PTA会長、その他母校野球部に関係あるもの、本クラブで推したもの。

(会費)

第5条 会員は所定の会費を納入しなければならない。

入会金 3,000 円

年会費 5,000 円

会費は役員会の決定による。

第6条 会員は次の事項により退会となる。

1. 死亡
2. 任意退会
3. 除名
4. 会費滞納

第7条 会員にして本クラブの名誉を著しく毀損したものは、役員会の決議を得て除名することがある。

第8条 会費を著しく滞納したものは、役員会の決定により退会させることができる。

(役員、顧問および相談役)

第9条 本クラブは事業を遂行するために次の役員、顧問および相談役をおく。

1. 委員長1名
2. 副委員長若干名
3. 委員 //

4. 監事 〃

5. 顧問および相談役

第10条 委員長はクラブを代表して、クラブの運営をはかり、各会議の議長となる。
副委員長は委員長を助けて諸般の業務にあたり、委員長の事故あるときは代理する。
委員は委員長の諮問に応じクラブの運営に尽力する。
顧問および相談役は必要に応じ各会議に加わることができる。

第11条 委員長、副委員長は総会において選出する。

委員、監事、顧問および相談役は委員長が委嘱する。

第12条 役員任期は2年とし、重任することができる。なお、役員は満期となっても役員が決定するまでは引き続き事務をとるものとする。

(会議)

第11条 定期総会は毎年12月に開き、臨時総会は必要に応じて委員長が招集する。

役員会は必要に応じて委員長が招集する。

第12条 本クラブの規約の変更その他の重要な決議を要する事項は総会にはかるものとする。

ただし、緊急を要する事項は役員会の決議によりこれを執行し、次回の倶楽部総会に報告して承認を求むものとする。

第13条 クラブの経費は会費、寄付金およびその他の収入によって支弁する。

第14条 予算は、正副委員会の決議により執行する。

第15条 事業年度は10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第16条 会費徴収における郵便振替口座の住所は総務部代表者の住所とする。